

平成27年度 第1回 高松市美しいまちづくり審議会 資料



高松市景観計画変更(案)について  
～景観形成重点地区の追加指定～

目 次

第1章 本市景観行政におけるこれまでの取組み	P 1
1 「美しいまちづくり条例」に基づく施策の展開	P 1
2 高松市景観条例及び景観計画の概要	P 2
第2章 景観形成重点地区追加指定検討の背景と目的	P 5
第3章 景観計画変更(案)～景観形成重点地区の追加指定～	P 6
1 景観形成重点地区における景観形成方針	P 6
2 景観形成重点地区の届出対象行為	P 7
3 景観形成重点地区における景観形成基準	P 8
第4章 今後のスケジュール	P 12

平成27年 8月 4日(火)  
高 松 市

# 第1章 本市景観行政におけるこれまでの取り組み

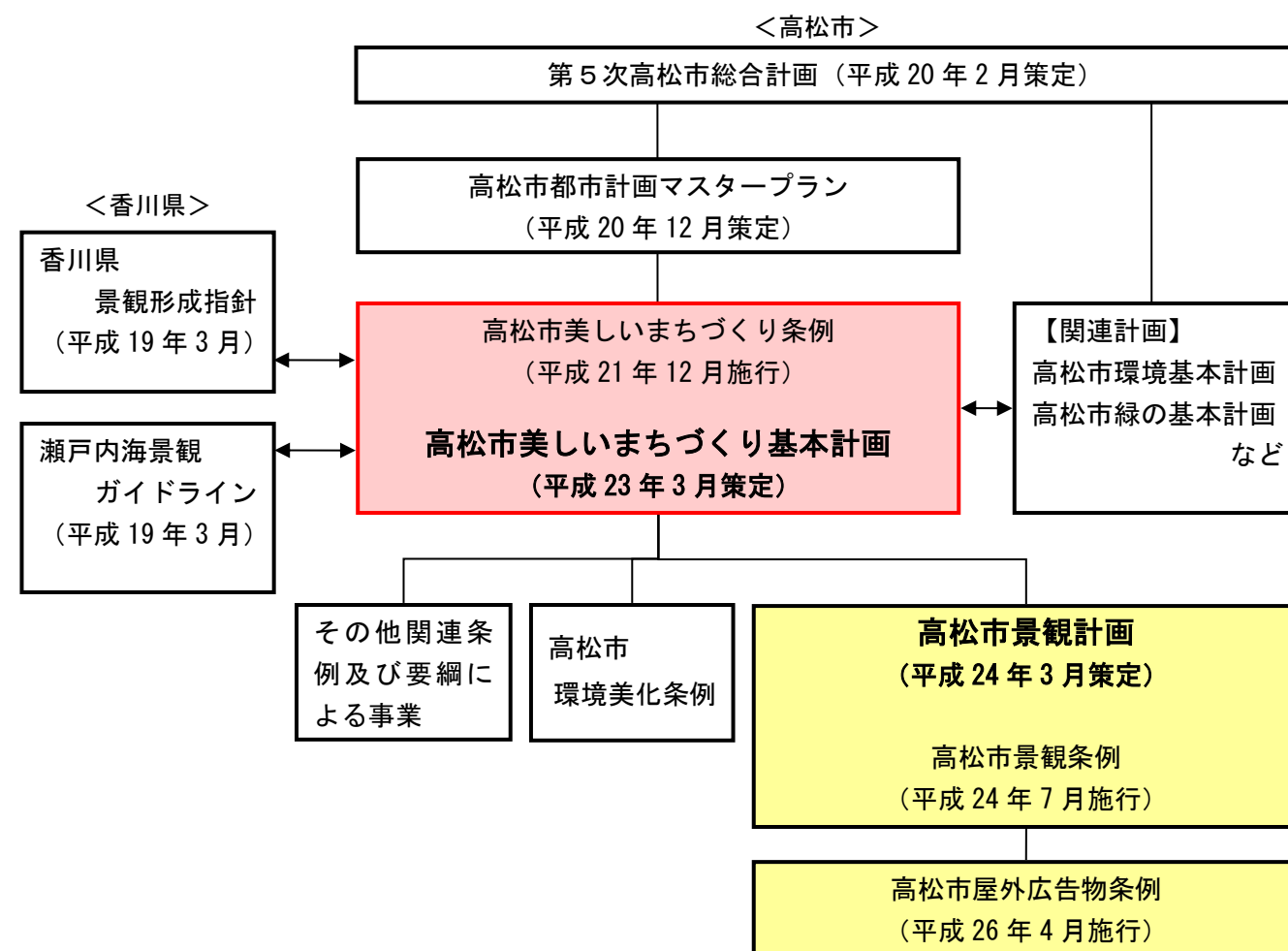
## 1 「美しいまちづくり条例」に基づく施策の展開

本市は、平成21年12月に、美しいまちづくりの理念を明確にするとともに、良好な景観形成と環境美化に関する施策を一体的に推進する基本条例として、「高松市美しいまちづくり条例」を制定しました。この条例に基づき、平成23年3月に美しいまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市の景観施策の指針となる「高松市美しいまちづくり基本計画」を策定しました。

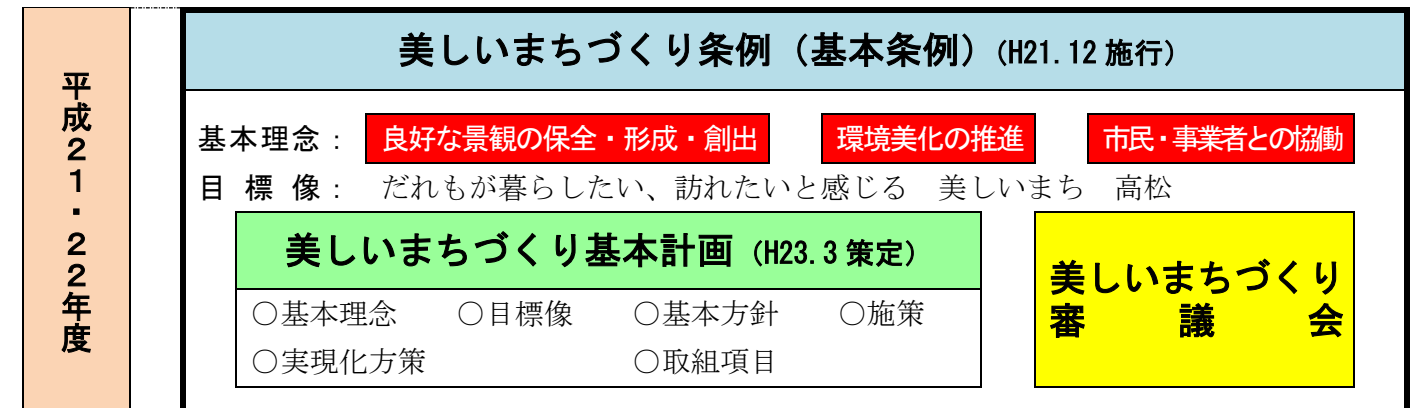
この基本計画に定める目標像「だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる 美しいまち 高松」の実現に向け、良好な景観の保全・形成・創出を図るための必要な制度や仕組みとして、平成24年3月に「高松市景観計画」を策定し、平成24年7月に「高松市景観条例」を施行しました。

また、景観形成に大きな影響を及ぼす屋外広告物についての規制・誘導内容を見直すため、「高松市屋外広告物条例」を平成25年9月に改正し、平成26年4月1日から施行しています。

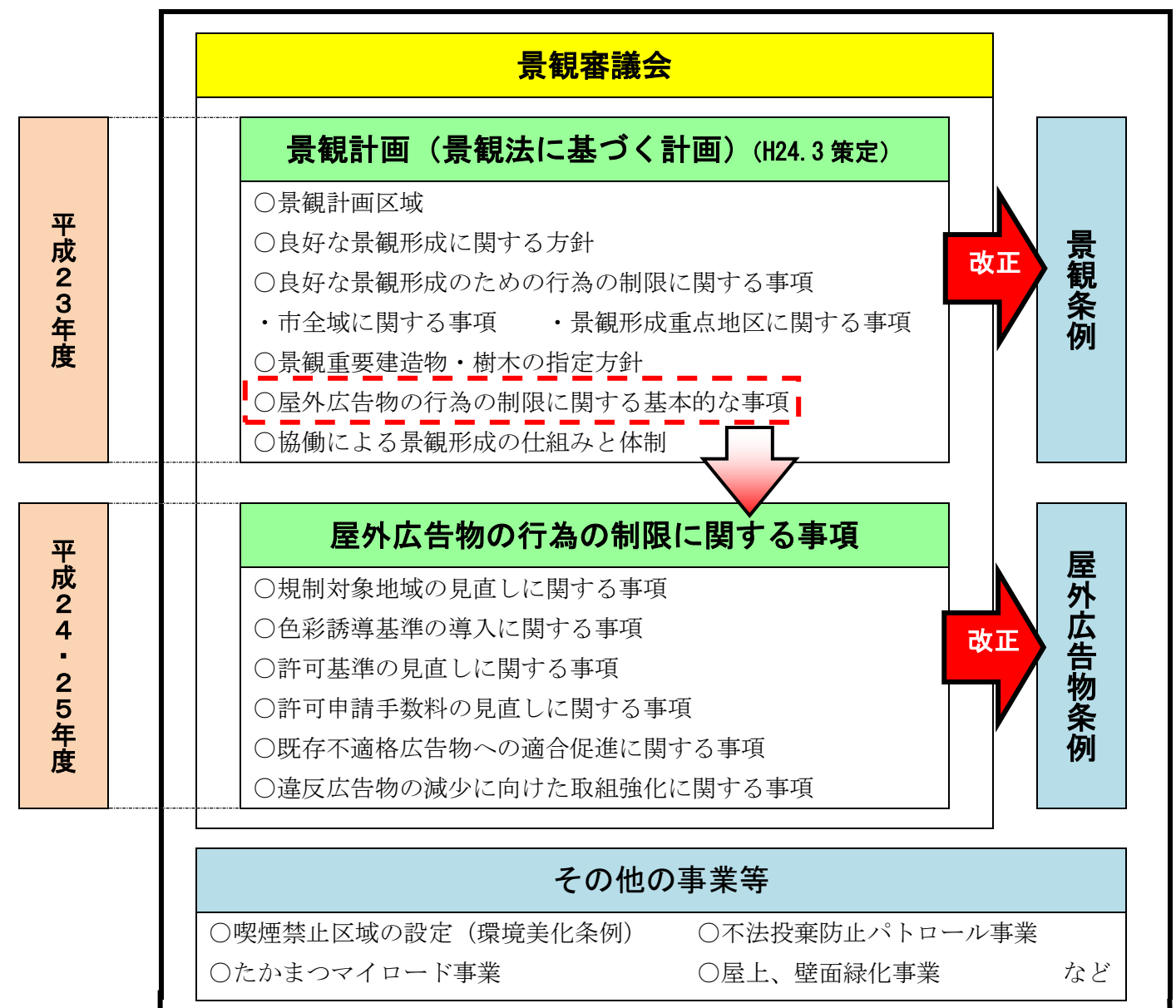
### ■高松市美しいまちづくり基本計画の位置づけ



### ■美しいまちづくり条例に基づく施策体系図について



### ▼ 基本計画に定める目標を推進するための方策 ▼



## 2 高松市景観条例及び景観計画の概要

高松市景観計画では、景観形成重点地区を除いた高松市全域を「一般区域」として定め、特に重要な景観資源を有する地区や良好な景観形成を誘導する必要がある地区を「景観形成重点地区」として指定しています。

「一般区域」では5つの景観ゾーンを設定し、市全域にわたって緩やかな景観誘導を実施し、「景観形成重点地区」では、重点地区ごとにきめ細やかな景観誘導を実施しています。

また、平成5年3月に策定した都市景観条例を景観法に基づく「高松市景観条例」に改正し、条例と計画を一体的に運用することにより、景観形成基準を遵守しない建築行為等に対して、催告や変更命令等の一定の法的拘束力を担保できる措置を講じることが可能となっています。

### ■景観ゾーンと景観形成重点地区の位置図



### ■景観形成の目標・基本方針・景観形成方針

景観形成の目標

だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる 美しいまち 高松

**目標1** 海に拓かれた活力と  
気品のあるまち

**目標2** 讃岐平野に抱かれた  
人々の営みが織りなす  
快適なまち

**目標3** 讃岐の歴史・文化を  
未来へ継ぐまち

**目標4** 折り重なる緑に包まれた  
自然豊かなまち

基本方針

- 基本方針1 気品と活力を感じさせる、瀬戸内海に拓かれたまちをつくる
- 基本方針2 秩序の中に潤いと快適さを感じさせるまちをつくる
- 基本方針3 人々の営みとともにある讃岐の歴史・文化の息づく景観を育む
- 基本方針4 恵み豊かな海、山、川の自然とともに生きる
- 基本方針5 多様な主体による総合力で美しいまちをつくる

#### 《一般区域》

##### <市街地景観ゾーン>

- ・歩くのが楽しくなる、魅力あるまちなみの形成
- ・心地よさを感じる、清潔で快適な都市空間の形成
- ・潤いと快適さを感じさせる市街地環境の形成
- ・秩序とまとまりのある市街地景観の形成
- ・移動に伴い連続性のある景観の形成
- ・城下町としての歴史を今に伝える景観の保全
- ・固有の歴史・文化を伝える地域資源と景観形成
- ・伝統文化の息づく景観形成

##### <山地・丘陵地景観ゾーン>

- ・多種多様な生物との共生を支える自然環境の保全
- ・自然の恵みとともにある山の集落環境の保全
- ・恵み豊かな自然に親しむ場づくり
- ・流域における山から海までの連続する自然景観の保全・形成
- ・伝統文化の息づく景観形成
- ・移動に伴い連続性のある景観の形成

##### <海・島しょ景観ゾーン>

- ・風土と暮らしの智恵を伝える文化的景観の継承
- ・多種多様な生物との共生を支える自然環境の保全
- ・移動に伴い連続性のある景観の形成
- ・固有の歴史・文化を伝える地域資源と景観形成

##### <田園居住景観ゾーン>

- ・自然と調和する田園居住地景観の形成
- ・生業とともに育まれる文化的景観の継承
- ・伝統文化の息づく景観形成
- ・移動に伴い連続性のある景観の形成
- ・流域における山から海までの連続する自然景観の保全・形成

##### <瀬戸内海景観ゾーン>

- ・瀬戸内海を意識した都市景観の形成
- ・海辺の生業を生かした集落景観の保全・形成
- ・瀬戸内海を一望できる視点場からの魅力ある眺望景観の保全・活用

#### 《景観形成重点地区》

##### <栗林公園周辺景観形成重点地区>

- ・栗林公園からの眺望に配慮し、緑に包まれた歴史的風致景観づくりを進めます。

##### <仏生山歴史街道景観形成重点地区>

- ・門前町の歴史的資源や周囲の自然を活用し、歴史・文化が息づく景観づくりを進めます。

##### <都市軸沿道(11・193号等)景観形成重点地区>

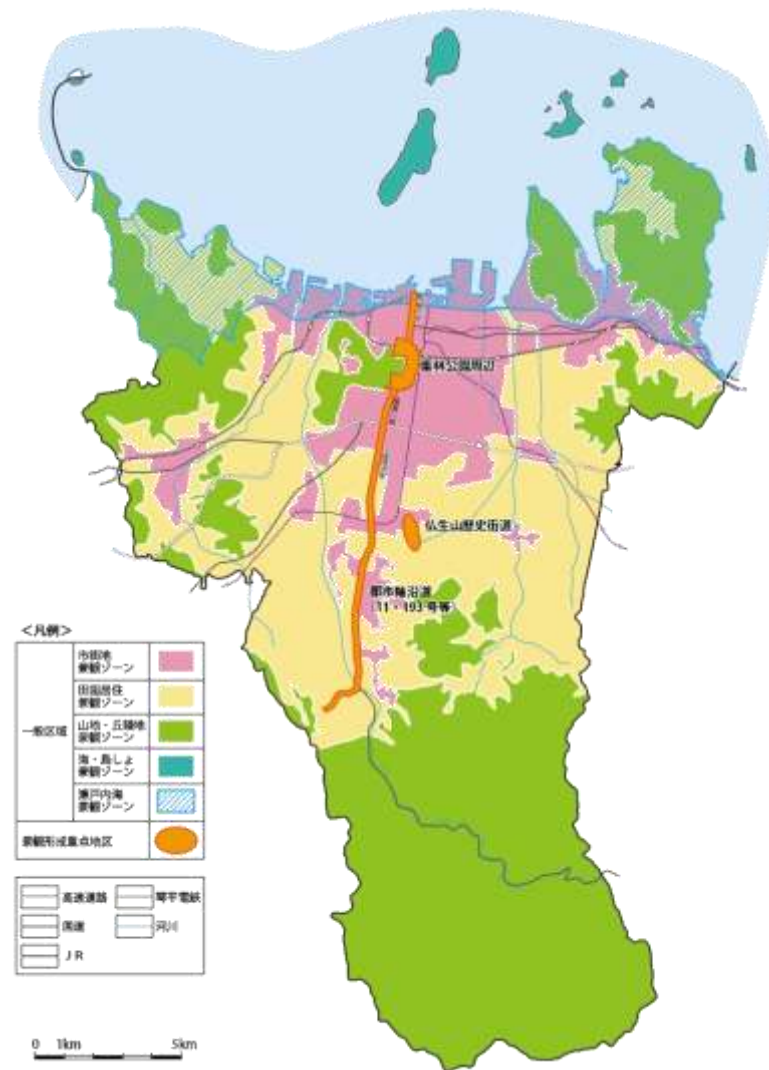
- ・高松市の顔にふさわしい、潤いと品格を感じられる沿道景観づくりを進めます。

一般区域と景観形成重点地区の景観形成方針



(1)市全域(一般区域)における届出対象行為及び景観形成基準

■位置図(一般区域、景観形成重点地区)



景観法に基づく景観計画														
地域区分(一般区域)		届出対象行為(景観形成重点地区を除く。)			景観形成基準									
用途地域等		建築物	工作物	開発行為										
<b>市街地景観ゾーン(商業・工業系)</b> 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域		■高さ > 20 m ■延べ面積 > 3,000 m <sup>2</sup>	■高さ > 10 m	■区域面積 > 3,000 m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 景観ゾーン別の形成基準設定 <input type="checkbox"/> 色彩基準:あり(マンセル表色系) <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y、YR、R</td> <td>6以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	明度	Y、YR、R	6以下	—	その他	2以下	—
色相	彩度	明度												
Y、YR、R	6以下	—												
その他	2以下	—												
<b>市街地景観ゾーン(住宅系)</b> 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種・第二種・準住居地域		■高さ > 10 m ■延べ面積 > 1,000 m <sup>2</sup>	<b>瀬戸内海景観ゾーン</b> <input type="checkbox"/> 届出対象行為 市街地、田園居住、山地・丘陵地で定める行為 <input type="checkbox"/> 景観形成基準 瀬戸内海への眺望に配慮する形成基準を設定											
<b>田園居住景観ゾーン</b> 用途白地地域の区域 都市計画区域外		<b>■適用除外となる行為等について</b> ・一戸建ての専用住宅として建築されるものは届出対象行為から除外。 ・建築物・工作物の外壁各面の20%までは、アクセント色として色彩基準外の色彩の使用が可能。			<input type="checkbox"/> 景観ゾーン別の形成基準設定 <input type="checkbox"/> 色彩基準:あり(マンセル表色系) <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y、YR、R</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	明度	Y、YR、R	4以下	—	その他	2以下	—
色相	彩度	明度												
Y、YR、R	4以下	—												
その他	2以下	—												
<b>山地・丘陵地景観ゾーン</b> 用途白地地域の区域 都市計画区域外														
<b>海・島しょ景観ゾーン</b> 都市計画区域外														

(2) 景観形成重点地区における届出対象行為及び景観形成基準

地域区分 (景観形成重点地区)	規制・誘導方針	届出対象行為			景観形成基準																		
		建築物	工作物	開発行為																			
<p><b>栗林公園 周辺 景観形成 重点地区</b></p> <p>【範囲】 栗林公園から 概ね500m の範囲</p> 	<p>□栗林公園からの眺望景観の保全を目的に、公園内の主要な眺望地点から望見されないことを基本とし、望見される場合は、違和感のない色彩とする。</p> <p>□栗林公園内の眺望地点から望見される建築物等の新築等については、勧告の対象とする。</p>	<p>■高さ &gt; 10 m</p> <p>■延べ面積 &gt; 500 m<sup>2</sup></p> <p>※一戸建ての専用住宅は適用除外。(市全域と同一)</p>	<p>■高さ &gt; 10 m</p>	<p>■区域面積 &gt; 3,000 m<sup>2</sup></p> <p>【市全域と同一基準】</p>	<p>□景観形成重点地区別の形成基準設定</p> <p>□色彩基準：あり(マンセル表色系)</p> <p>■色彩基準1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y、Y R、R</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>■色彩基準2(望見される場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y、Y R</td> <td>3以下</td> <td>4以上</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>7以下</td> </tr> </tbody> </table> 	色相	彩度	明度	Y、Y R、R	4以下	—	その他	2以下	—	色相	彩度	明度	Y、Y R	3以下	4以上	その他	2以下	7以下
色相	彩度	明度																					
Y、Y R、R	4以下	—																					
その他	2以下	—																					
色相	彩度	明度																					
Y、Y R	3以下	4以上																					
その他	2以下	7以下																					
<p><b>仏生山 歴史街道 景観形成 重点地区</b></p> <p>【範囲】 歴史街道に 隣接する範囲</p> 	<p>□法然寺の門前町として栄えた歴史的な町並みとしての連続性を確保するため、一定の法定拘束力を担保する指導・助言を実施。</p> <p>□町並みにふさわしい建築物等を誘導するため、地区の基準に適合する建築行為等に対しては、その経費の一部を助成。</p>	<p>■高さ 全ての行為</p> <p>■延べ面積 全ての行為</p>	<p>■高さ 全ての行為</p>	<p>■区域面積 全ての行為</p> <p>【市全域と同一基準】</p>	<p>□景観形成重点地区別の形成基準設定</p> <p>□色彩基準：あり(マンセル表色系)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y、Y R、R</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> 	色相	彩度	明度	Y、Y R、R	4以下	—	その他	1以下	—									
色相	彩度	明度																					
Y、Y R、R	4以下	—																					
その他	1以下	—																					
<p><b>都市軸沿道 (11・193号等) 景観形成 重点地区</b></p> <p>【範囲】 サンポート高松 から高松空港 までの道路端 から30m の範囲</p> 	<p>□本市の顔にふさわしい秩序と潤いのある沿道景観を形成するため、土地利用や地区特性等を考慮し、地区を3つに区分してそれぞれ基準を設定。</p>	<p>■高さ &gt; 10 m</p> <p>■延べ面積 &gt; 500 m<sup>2</sup></p> <p>※一戸建ての専用住宅は適用除外。(市全域と同一)</p>	<p>■高さ &gt; 10 m</p> <p>【市全域と同一基準】</p>	<p>■区域面積 &gt; 3,000 m<sup>2</sup></p> <p>【市全域と同一基準】</p>	<p>□景観形成重点地区別の形成基準設定</p> <p>□色彩基準：あり(マンセル表色系)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y、Y R、R</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> 	色相	彩度	明度	Y、Y R、R	4以下	—	その他	2以下	—									
色相	彩度	明度																					
Y、Y R、R	4以下	—																					
その他	2以下	—																					



## 第2章 景観形成重点地区追加指定検討の背景と目的

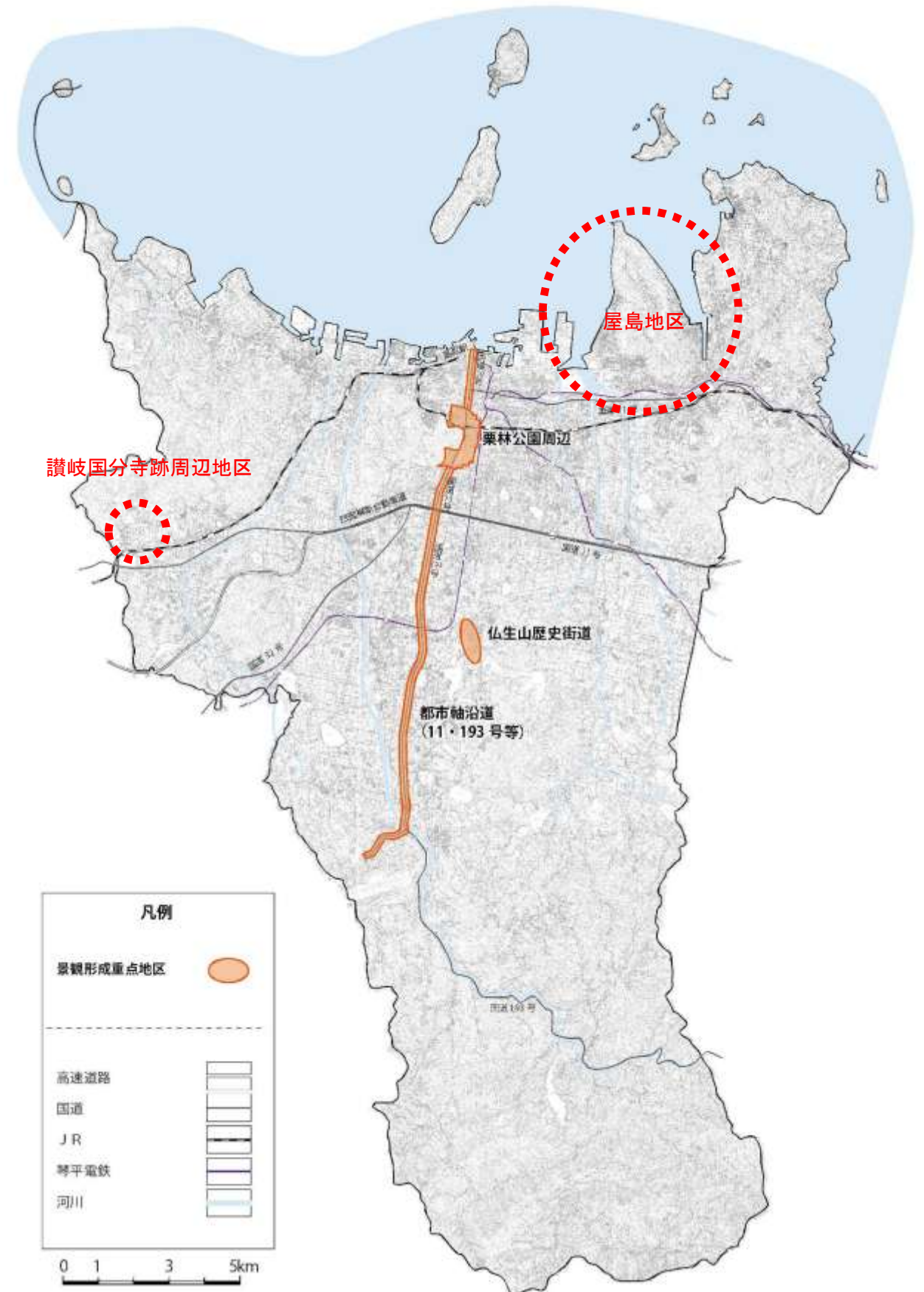
美しいまちづくり基本計画では、特に重要な景観資源を有する地区や良好な都市景観を誘導する必要がある地区を、先導的に景観形成を図る「景観モデル地区」として、きめ細やかな質の高い美しいまちづくりを進めることとしています。

景観計画では、このうち「栗林公園周辺地区」「仏生山歴史街道地区」「都市軸沿道（11号・193号等）地区」の3地区を景観形成重点地区に指定し、具体的な誘導基準を設けています。

また、景観形成重点地区の候補地として「サンポート高松周辺地区」「屋島地区」が示されるとともに、住民自らが自分たちの住むまちづくりについて考え、地区の魅力を活かした美しいまちづくりを進めていく上で、景観に関するルールづくり等が必要な場合には、新たに景観形成重点地区の指定を検討することとしています。

景観審議会では、屋島活性化基本構想において、今後のまちづくりの方向性が定められた「屋島地区」及び国分寺地区地域審議会から、景観形成のルールづくりについて要望のあった「讃岐国分寺跡周辺地区」の両地区の景観形成重点地区への追加指定を検討するため、平成26年度から3回の審議を経て、本年7月に「高松市景観計画変更（案）」を取りまとめました。

■景観形成重点地区及び候補地の位置図



### ■景観形成重点地区指定

地区名	景観形成重点地区指定の考え方
栗林公園周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>栗林公園周辺（500m範囲）の区域</li> <li>栗林公園からの眺望に配慮し、緑に包まれた歴史的風致景観づくりを進める地区</li> </ul>
仏生山歴史街道地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>仏生山歴史街道都市景観形成地区の区域</li> <li>門前町の歴史的資源や周囲の自然を活用し、歴史・文化が息づく景観づくりを進める地区</li> </ul>
都市軸沿道（11号・193号等）地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>サンポート高松玉藻交差点～高松空港までの道路端から30mの範囲</li> <li>高松市の顔にふさわしい、潤いと品格を感じられる沿道景観づくりを進める地区</li> </ul>

### ■景観形成重点地区指定の候補地

候補地	景観形成重点地区指定の考え方
屋島地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>美しいまちづくり基本計画において、「景観モデル地区」に位置付けられ、源平合戦の古戦場として名高い屋島の歴史的資源や、自然公園としての豊かな自然環境を活用した景観づくりを進める地区（瀬戸内海国立公園、屋島周辺の区域）</li> </ul>
讃岐国分寺跡周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>国分寺地区地域審議会より、讃岐国分寺跡周辺の歴史的資源を活用した景観形成のルールづくりに向けて、景観形成重点地区の指定の要望がある地区</li> </ul>

## 第3章 景観計画変更（案）～景観形成重点地区の追加指定～

### 1 景観形成重点地区における景観形成方針

#### 屋島景観形成重点地区

##### 【景観特性】

屋島を望む景観は、緑豊かな山上及び傾斜地と、山麓平地部に広がる市街地から成る景観で構成されており、瀬戸内海に突き出した山上部の平坦な屋根のような形をした緑の台地状地形は、特異な景観として、高松市のシンボル、ランドマーク的な景観として親しまれています。また、屋島山上からは市街地や瀬戸内海の多島美の風景を楽しむことができる場所（眺望点）が多数存在しています。

山上及び傾斜地、山麓平地部の東側市街地は、自然公園法の管理基準等により、良好な景観が保たれています。

一方、西側市街地は、文化財保護法により建築物や工作物等の高さに対する基準はあるものの、色彩・形態に対しては緩やかな基準となっているため、家並みを構成する屋根の形状や色彩など、ちぐはぐな印象を受けるケースも見受けられます。

建築物や工作物等の形態・意匠、色彩等について、統一した方針・基準を設定することで、屋島山上からの良好な眺望景観及び山麓平地部の良好な景観の保全が求められています。



##### 【景観形成の方針】

#### 「源平合戦の古戦場として名高い屋島の歴史的資源を活用した景観づくりを進めます」

○屋島寺や源平合戦場跡などの歴史的な資源が残されているとともに、自然公園としての豊かな自然環境を有し、市街地からも緑豊かな景観を望むことができることから、文化財保護法や自然公園法に基づく管理基準等と連携しながら、屋島に対する眺望景観の保全を図ります。

○屋島周辺の建築物や工作物の形態・意匠、色彩等に配慮を求め、自然と居住環境が調和した景観形成を図るとともに、落ち着いたある屋島山上からの眺望景観の創出を図ります。

#### 讃岐国分寺跡周辺景観形成重点地区

##### 【景観特性】

特別史跡として四国で唯一指定されている讃岐国分寺跡を中心に、その背景となる山並みや農地が維持された田園風景を形成しています。

また、田園の中の家屋については、水田、山並みと調和した景観となっています。

一方、讃岐国分寺跡東側の住居系の用途地域内には、一定規模以上の建築物が多く見られることから、今後、景観に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

歴史的価値の高い特別史跡地であることを再認識し、歴史・文化の息づく景観として保全・継承を図るとともに、建築物や工作物の形態・意匠、色彩等に配慮を求め、周辺の田園居住景観と調和した景観の創出を図ることが必要です。



##### 【景観形成の方針】

#### 「特別史跡讃岐国分寺跡の歴史的資源や周囲の自然を活用し、

#### 歴史・文化が息づく景観づくりを進めます」

○特別史跡として四国で唯一指定されている讃岐国分寺跡の高い歴史的価値を再認識し、その周辺の町並みについて、歴史・文化の息づく地区として、景観の保全・継承を図ります。

○讃岐国分寺跡周辺の地区について、建築物や工作物の形態・意匠、色彩等に配慮を求め、周辺の田園居住景観と調和した景観の創出を図ります。



## 2 一般区域及び景観形成重点地区の届出対象行為

### (1) 一般区域の届出対象行為（景観形成重点地区を除く。）

景観ゾーン区分	市街地			田園居住 山地・丘陵地 海・島しょ
	用途地域等	用途地域(商工系)	用途地域(住居系)	用途地域外
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さが20mを超え、又は延べ面積が3,000㎡を超えるもの	高さが10mを超え、又は延べ面積が1,000㎡を超えるもの	
工作物	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さが10mを超えるもの（建築物の屋上等に設置される場合は、地盤面から10mを超え、かつ、設置面から5mを超えるもの）		
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する行為	区域面積が3,000㎡を超えるもの		

※対象となる工作物は次に挙げるもの。

<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 煙突</li> <li>(2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、鉄塔その他これらに類するもの</li> <li>(3) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</li> <li>(4) 擁壁</li> <li>(5) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</li> <li>(6) 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵する施設</li> <li>(7) 門、塀、さく、垣その他これらに類するもの</li> <li>(8) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの</li> <li>(9) 立体駐車場</li> <li>(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定し、告示するもの</li> </ul>
---

#### ■届出等の対象除外となる行為

- 一戸建ての専用住宅として建築される行為（仏生山歴史街道景観形成重点地区は除く。）
- 仮設の建築物の建築等又は仮設の工作物の建設等として行う行為
- 通常管理行為、軽易な行為その他の行為（景観法施行令第8条で定めるもの）
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 国立公園の特別地域及び普通地域内において、自然公園法に基づく許可等を受けて行う行為
- 景観法第16条第7項第11号の政令で定める行為（景観法施行令第10条で定めるもの）

### (2) 景観形成重点地区の届出対象行為

景観形成重点地区区分	栗林公園周 辺	都市軸沿道 (11・193号等)	屋島	讃岐国分寺 跡周辺	仏生山 歴史街道
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さが10mを超え、又は延べ面積が500㎡を超えるもの			規模に関わらず全てのもの
工作物	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さが10mを超えるもの（建築物の屋上等に設置される場合は、地盤面から10mを超え、かつ、設置面から5mを超えるもの）			規模に関わらず全てのもの  <b>【一般区域と同一基準】</b>
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する行為	区域面積が3,000㎡を超えるもの			規模に関わらず全てのもの  <b>【一般区域と同一基準】</b>

※対象となる工作物は次に挙げるもの。【一般区域と同一基準】

<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 煙突</li> <li>(2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、鉄塔その他これらに類するもの</li> <li>(3) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</li> <li>(4) 擁壁</li> <li>(5) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</li> <li>(6) 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵する施設</li> <li>(7) 門、塀、さく、垣その他これらに類するもの</li> <li>(8) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの</li> <li>(9) 立体駐車場</li> <li>(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定し、告示するもの</li> </ul>
---

#### ■届出等の対象除外となる行為

- 一戸建ての専用住宅として建築される行為（仏生山歴史街道景観形成重点地区は除く。）
- 仮設の建築物の建築等又は仮設の工作物の建設等として行う行為
- 通常管理行為、軽易な行為その他の行為（景観法施行令第8条で定めるもの）
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 国立公園の特別地域及び普通地域内において、自然公園法に基づく許可等を受けて行う行為
- 景観法第16条第7項第11号の政令で定める行為（景観法施行令第10条で定めるもの）



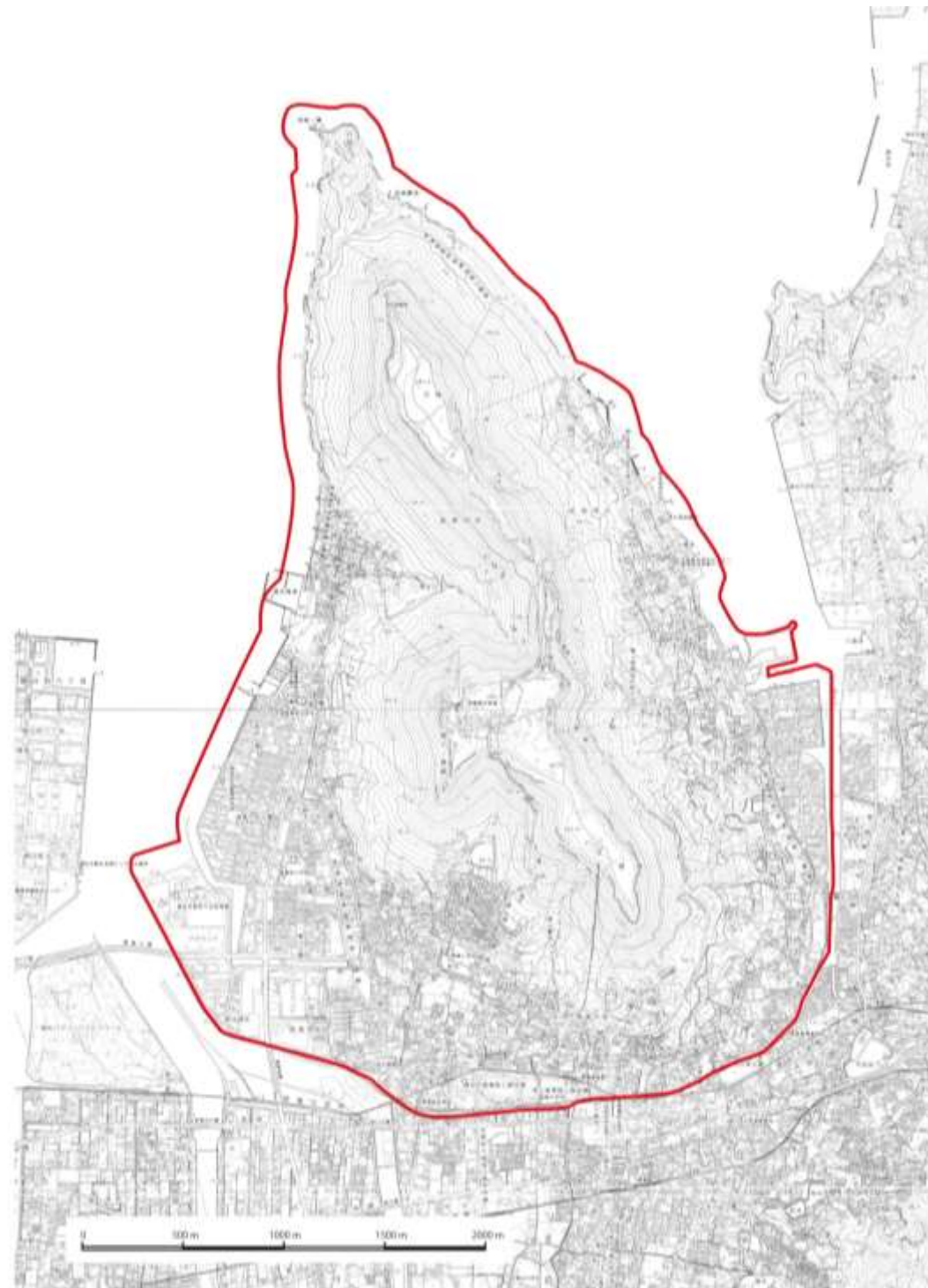
### 3 景観形成重点地区における景観形成基準

#### 屋島景観形成重点地区

##### 【景観形成の考え方】

屋島寺や源平合戦場跡などの歴史的な資源が残されているとともに、自然公園としての豊かな自然環境を有しています。また、市街地からも緑豊かな景観を望むことができることから、自然と居住環境が調和した景観形成を図るとともに、瀬戸内海や讃岐平野を望むことができる貴重な眺望の場として整備・活用を図ります。

##### 【対象地区】



項目		景観形成基準								
建築物	配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>□周辺建築物との壁面の位置、敷地前面の道路状況等に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。</li> <li>□歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。</li> <li>□大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。</li> <li>□公開空地や緑地を設ける場合は、憩いや賑わいが醸しだされるよう工夫するとともに、隣接する空地との連続性に配慮した配置とする。</li> <li>□屋島とともに山麓平地部が眺望の対象であるとの認識に立ち、稜線の確保など眺望に支障を与えない配置、規模に努める。</li> <li>□瀬戸内海からの眺望を阻害しない配置、規模とする。</li> <li>□道路等の公共空間から、海への見通しを長大な壁面等により大きく遮断しない配置、規模とする。</li> </ul>								
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>□周辺と調和した外観となるよう配慮し、建築物全体として統一感のある形態、意匠とする。</li> <li>□ため池や河川周辺では、オープンスペースである水辺からの眺望を阻害しない形態、意匠とする。</li> <li>□工業系の用途地域では、建築物の連担による単調さや周辺への圧迫感を軽減させるよう配慮し、全体としてすっきりとした形態、意匠とする。</li> <li>□住居系の用途地域では、周囲との調和に配慮し、奇抜な形態、意匠は避ける。</li> <li>□勾配のある屋根とするなど、背景となる屋島や瀬戸内海と調和するよう配慮し、奇抜な形態、意匠は避け、落ち着いた外観とする。</li> <li>□瀬戸内海からの眺望に配慮し、建築物全体としての統一感のあるすっきりとした形態、意匠とする。</li> <li>□瀬戸内海への眺めを活かした形態、意匠とする。</li> </ul>								
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>□外観（外壁及び屋根）の基調色には、けばけばしい色の使用は避け、できる限り落ち着いたものとする。</li> <li>□屋根の色彩は外壁の色彩との調和に配慮したものとする。</li> <li>□外壁で複数の色彩を組み合わせる場合は、全体として調和のとれたものとし、周囲に違和感を与えないものとする。</li> <li>□アクセント色を使用する場合は、周辺の景観に配慮し、できる限り低層部での使用に努める。</li> <li>□屋島山上から望見が想定される場合は、その眺望に違和感のない色彩とするように努める。</li> <li>□外観（外壁及び屋根）の基調色は、次の色彩基準（マンセル表色系）に適合したものとする。（ただし、自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りではない。）</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y、YR、R</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	明度	Y、YR、R	4以下	—	その他	2以下
色相	彩度	明度								
Y、YR、R	4以下	—								
その他	2以下	—								

項目		景観形成基準
建築物	素材・材料	<p>□外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものをできる限り使用しないように努める。</p> <p>□外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。</p>
	附帯する設備等	<p>□屋外階段やバルコニー等は、建築物全体と統一感のある位置、形態、意匠とし、周辺から過度に目立つことは避ける。</p> <p>□屋上又は塔屋、外壁等に設置する設備類等は、周囲及び屋島山上から容易には見えないよう工夫し、露出する場合には、建築物と調和した形態、意匠とする。</p> <p>□建築物の周囲に設置する設備類等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置へ配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□外観照明は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、派手な色や点滅照明等、周囲に不快感を与えるものの使用は避ける。</p>
	附帯する屋外広告物等	<p>□建築物に設置する屋外広告物は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的とするデザインは避ける。</p> <p>□建築物に設置する屋外広告物の掲示個数は必要最小限とし、設置位置も可能な限り集約するとともに、全体として統一感のあるデザインとする。</p> <p>□屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、過度に目立つことは避ける。</p> <p>□建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。</p> <p>□LEDやネオン管等の発光型サインの設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。</p> <p>□屋島山上から望見されない配置とするように努める。</p>
	外構・緑化等	<p>□駐輪場、荷捌き場、ごみ集積所等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置に配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□既存の樹木等はできる限り保全・活用に努める。</p> <p>□道路等の境界部分には、周辺の景観との調和に配慮し、樹木や生け垣等による緑化に努める。</p> <p>□周辺の景観との調和に配慮し、樹木や花等による四季の演出を行い、魅力ある空間の形成に努める。</p> <p>□周辺の景観との調和に配慮し、樹木の配置や樹種の構成に配慮し、できる限り高木等の設置に努める。</p>

項目		景観形成基準
工作物	配置・規模	<p>□周辺の景観に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。</p> <p>□歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。</p> <p>□大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。</p> <p>□屋島山上から望見されない配置、規模とするように努める。</p> <p>□海からの眺望を阻害しない配置、規模とする。</p> <p>□道路や公園等の公共空間からの海への眺望を阻害しない配置、規模とする。</p>
	形態・意匠	<p>□周辺の景観に配慮し、周囲から過度に目立たない形態、意匠とする。</p> <p>□周囲に違和感や圧迫感を与えないよう、全体としてすっきりとした形態、意匠とする。</p> <p>□建築物に附帯して設置する工作物は、建築物とのバランスに配慮し、全体として一体感のある外観となるよう形態、意匠を工夫する。</p> <p>□屋島山上からやむを得ず望見される場合は、見え方に配慮し、全体として統一感のある形態、意匠とする。</p>
	色彩	<p>□背景となる屋島や瀬戸内海において、眺望に違和感を与えない色彩とし、建築物で定める色彩基準に適合したものとする。</p>
	素材・材料	<p>□外観に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものをできる限り使用しないように努める。</p> <p>□外観に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。</p>
屋外広告物	屋外広告物	<p>□地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的としたデザインは避ける。</p> <p>□掲示個数は必要最小限とし、大きさや、夜間景観に配慮するとともに、設置位置も可能な限り集約し、全体として統一感のあるデザインとする。</p> <p>□屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、過度に目立つことは避ける。</p> <p>□建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。</p> <p>□LEDやネオン管等の発光型サインの設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。</p>
	開発行為	<p>□開発に伴う法面や擁壁は長大となることは避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮し、やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化などの措置により、周囲との調和に努める。</p> <p>□既存の樹林地はできる限り保全・活用する。</p> <p>□地形を活かし、切土・盛土による地形改変が最小限となるように配慮した造成に努める。</p> <p>□擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周辺の自然となじむよう配慮する。</p> <p>□海からの眺めにおいて、樹林地内に長大な法面や擁壁が目立たないよう緑化による修景を行う。</p>



## 讃岐国分寺跡周辺景観形成重点地区

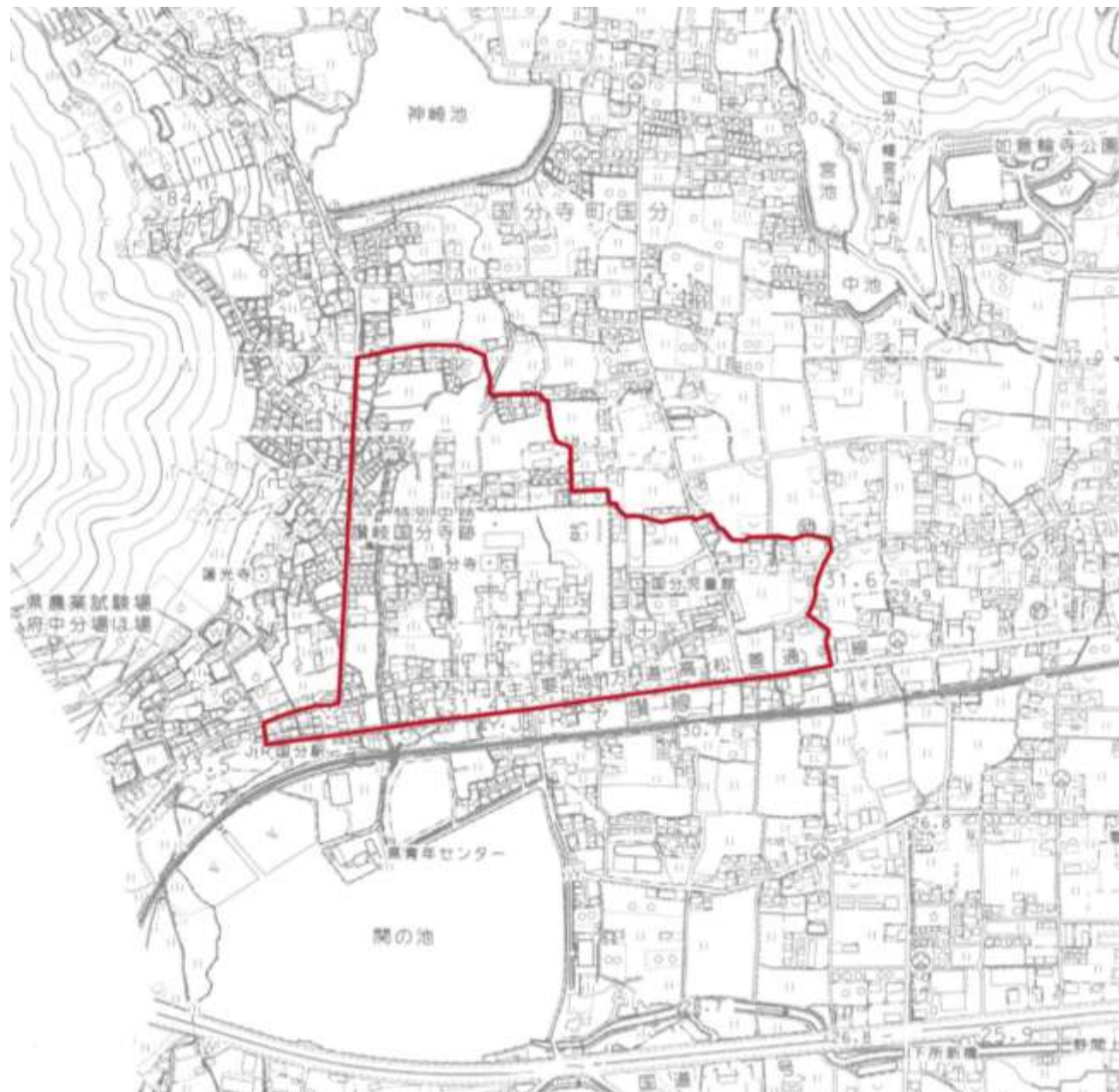
### 【景観形成の考え方】

特別史跡讃岐国分寺跡は、全国で61箇所、四国では唯一特別史跡に指定されている、歴史的価値の高い史跡となっています。

また、讃岐国分寺跡周辺は、その背景となる山並みや農地から成る緑豊かな田園風景を有しています。

一方で、JR国分駅が近くにあるため利便性がよく、閑静な居住地としての顔も持ち合わせていることから、讃岐国分寺跡の歴史的資源や周辺の田園居住景観と調和した景観の保全・形成に取り組むこととします。

### 【対象地区】



項目		景観形成基準								
建築物	配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>□周辺建築物との壁面の位置、敷地前面の道路状況等に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。</li> <li>□歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。</li> <li>□大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。</li> <li>□背景となる山や樹林地との調和に配慮した配置、規模とする。</li> <li>□広がりのある田園景観との調和に配慮したゆとりある配置とする。</li> <li>□讃岐国分寺跡から山や樹林地への眺望を阻害しない配置、規模に努める。</li> </ul>								
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>□讃岐国分寺跡の歴史性、文化性、自然と調和した形態、意匠とする。</li> <li>□周辺と調和した外観となるよう配慮し、建築物全体として統一感のある形態、意匠とする。</li> <li>□ため池や河川周辺では、オープンスペースである水辺からの眺望を阻害しない形態、意匠とする。</li> <li>□勾配のある屋根とするなど、背景の山や樹林地との調和に配慮した形態、意匠とする。</li> <li>□広がりのある田園景観との調和に配慮し、奇抜な形態、意匠は避け、落ち着いた外観とする。</li> </ul>								
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>□外観（外壁及び屋根）の基調色には、けばけばしい色の使用は避け、できる限り落ち着いたものとする。</li> <li>□屋根の色彩は外壁の色彩との調和に配慮したものとする。</li> <li>□外壁で複数の色彩を組み合わせる場合は、全体として調和のとれたものとし、周囲に違和感を与えないものとする。</li> <li>□アクセント色を使用する場合は、周辺の景観に配慮し、できる限り低層部での使用に努める。</li> <li>□外観（外壁及び屋根）の色彩は、周囲の田園景観や樹林地の緑との調和に配慮し、落ち着いたものを選択するとともに、できる限り、自然色に近い色相の使用に努める。</li> <li>□外観（外壁及び屋根）の基調色は、次の色彩基準（マンセル表色系）に適合したものとする。（ただし、自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りではない。）</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y、YR、R</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	明度	Y、YR、R	4以下	—	その他	2以下
色相	彩度	明度								
Y、YR、R	4以下	—								
その他	2以下	—								

項目		景観形成基準
建築物	素材・材料	<p>□外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものをできる限り使用しないように努める。</p> <p>□外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。</p>
	附帯する設備等	<p>□屋外階段やバルコニー等は、建築物全体と統一感のある位置、形態、意匠とし、周辺から過度に目立つことは避ける。</p> <p>□屋上又は塔屋、外壁等に設置する設備類等は、周囲から容易には見えないよう工夫し、露出する場合には、建築物と調和した形態、意匠とする。</p> <p>□建築物の周囲に設置する設備類等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置へ配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□外観照明は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、派手な色や点滅照明等、周囲に不快感を与えるものの使用は避ける。</p>
	附帯する屋外広告物等	<p>□建築物に設置する屋外広告物は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的とするデザインは避ける。</p> <p>□建築物に設置する屋外広告物の掲示個数は必要最小限とし、設置位置も可能な限り集約するとともに、全体として統一感のあるデザインとする。</p> <p>□屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、過度に目立つことは避ける。</p> <p>□建築物の壁面等に設置する突出広告は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。</p> <p>□LEDやネオン管等の発光型サインの設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。</p>
	外構・緑化等	<p>□駐輪場、荷捌き場、ごみ集積所等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置に配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□既存の樹木等はできる限り保全・活用に努める。</p> <p>□道路等の境界部分には、周辺の景観との調和に配慮し、樹木や生け垣等による緑化に努める。</p> <p>□周辺の景観との調和に配慮し、樹木や花等による四季の演出を行い、魅力ある空間の形成に努める。</p> <p>□周辺の景観との調和に配慮し、樹木の配置や樹種の構成に配慮し、できる限り高木等の設置に努める。</p>

項目		景観形成基準
工作物	配置・規模	<p>□周辺の景観に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。</p> <p>□歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。</p> <p>□大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。</p> <p>□讃岐国分寺跡から山や樹林地への眺望を阻害しない配置、規模に努める。</p>
	形態・意匠	<p>□讃岐国分寺跡の歴史性、文化性、自然と調和した形態、意匠とする。</p> <p>□周辺の景観に配慮し、周囲から過度に目立たない形態、意匠とする。</p> <p>□周囲に違和感や圧迫感を与えないよう、全体としてすっきりとした形態、意匠とする。</p> <p>□建築物に附帯して設置する工作物は、建築物とのバランスに配慮し、全体として一体感のある外観となるよう形態、意匠を工夫する。</p>
	色彩	<p>□全体として統一感のある色彩とし、建築物で定める色彩基準に適合したものとす。</p>
	素材・材料	<p>□外観に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものをできる限り使用しないように努める。</p> <p>□外観に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。</p>
屋外広告物	屋外広告物	<p>□地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的としたデザインは避ける。</p> <p>□掲示個数は必要最小限とし、大きさや、夜間景観に配慮するとともに、設置位置も可能な限り集約し、全体として統一感のあるデザインとする。</p> <p>□屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、過度に目立つことは避ける。</p> <p>□建築物の壁面等に設置する突出広告は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。</p> <p>□LEDやネオン管等の発光型サインの設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。</p>
	開発行為	<p>□讃岐国分寺跡の歴史性、文化性、自然と調和したものとす。</p> <p>□開発に伴う法面や擁壁は長大となることは避け、周囲に圧迫感を与えないよう配慮し、やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化などの措置により、周囲との調和に努める。</p> <p>□既存の樹林地はできる限り保全・活用する。</p> <p>□地形を活かし、切土・盛土による地形改変が最小限となることに配慮した造成に努める。</p> <p>□擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周辺の自然となじむよう配慮する。</p> <p>□敷地内は、可能な限り植栽・補植に努める。</p>



第4章 今後のスケジュール

項目	平成26年度									平成27年度				
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	第1四半期 (4~6月)	第2四半期 (7~9月)	第3四半期 (10~12月)	第4四半期 (1~3月)	
景観計画														
地区の景観概況の把握	■		●											
景観計画区域の設定			■											
良好な景観の形成に関する方針の検討				■										
景観形成基準の検討						■		●		4月 地元説明会 5月 パブリックコメント				
景観計画書の取りまとめ								■			●			
景観条例												都市計画 審議会 意見聴取 (8月3日)	12月議会 条例・ 規則改正	広報・周知
景観審議会			●					●				●		●
			平成26年度 第1回審議会 (9月1日)					平成26年度 第2回審議会 (2月3日)				平成27年度 第1回審議会 (7月13日)		平成28年 4月1日 施行予定
美しいまちづくり審議会												● 平成27年度 第1回審議会 (8月4日)		